

被扶養者を増やす申請をするときの添付書類(○印)

下記一覧表を確認し該当する書類を提出してください。

被扶養者認定は過去や直近の書類等を確認し、今後の扶養状況について総合的に勘案して行います。

【注意事項】

- 扶養の事実があった日から5日以内(出生を除く)に、提出してください。5日を過ぎた場合は書類提出日が扶養認定日(異動年月日)となります。
(提出先:SATO社会保険労務士法人もしくは各会社健康保険担当部門)
- 書類に不備・不足がある場合は、すみやかに提出してください。すみやかに提出ができなかった場合は、異動年月日に認定できないことがあります。
- 添付書類(「被扶養者異動届(増)」を除く)にマイナンバーの記載は不要です。
- 内容により必要と判断した場合は、一覧表にない書類を別途提出いただくことがあります。

必要書類	続柄など	同居していなくてもよい人										同居が条件の人			同居・続柄条件なし	入手先			
		子			配偶者			父・母	祖父・祖母	弟・妹・孫(16歳未満)	兄・姉・弟・妹・孫(16歳以上)	義父・義母・義祖父・義祖母	甥・姪	伯父・叔父・伯母・叔母	再申請(注6) 雇用保険受給終了による				
		出生	出生以外中学生まで	高校・専門・大学生	妻	夫	内縁												
基本届	①被扶養者異動届(増)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事業所担当者/健康保険組合ホームページ 申請書式No.1
	②被扶養者現況届	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	事業所担当者/健康保険組合ホームページ 申請書式No.2
基本添付書類	③世帯全員の住民票 (続柄・戸籍筆頭者(注1)記載、3カ月以内に交付されたもの)	○ (注2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	市区町村役場
	④戸籍謄本 (除籍後も記載されたもの、3カ月以内に交付されたもの)	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	市区町村役場
	⑤在学証明書または学生証(有効期限記載)の写し	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	在学中の学校
	⑥所得証明書((非)課税証明書)(注3) (収入額が記載されたもの、最新年度のもの)	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—	市区町村役場
該当するもの全て提出	⑦配偶者が扶養家族でない場合は配偶者の今後の年間収入見込額がわかるもの(注4)	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	⑧戸籍謄本 (別居し、被保険者と住民票を分けている場合3カ月以内に交付されたもの)	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	市区町村役場
健康最近人保退職を喪失した(注5)	⑨退職証明書 (健康保険資格喪失証明書)	退職証明書、健康保険資格喪失証明書の写しなど ※提出時、証明書が交付中の場合は、後日1週間以内に提出してください。													—	退職した勤務先、加入していた前健康保険組合など			
	⑩雇用保険申告書	○													○	事業所担当者/健康保険組合ホームページ 申請書式No.3			
収入のある人	今後の年間収入見込み額が130万円(60歳以上・障害年金受給者は180万円)未満、月収目安は108,334円(150,000円)未満、または被保険者の年収の1/2未満であることがわかるもの															—			
	⑪年金収入 (公的・企業・個人年金など)	○ 直近の年金通知書等の写し(公的年金受給額に変更がある・支給停止・受給資格のない場合は、制度共通年金見込額照会回答票の写し) (氏名、発行(支払)日、金額、支払者が記載されたもの)													—	年金事務所			
	⑫現在もパート等 勤労収入のある人	○ 事業主の直近3カ月分の給与明細書の写し (氏名、支払年月、金額、事業主名が記載されたもの) *上記書類がないとき 「雇用内容・給与支払(見込み)証明書」													—	・勤務先 *事業所担当者/健康保険組合ホームページ 申請書式No.6			
	⑬自営業収入 (不動産・農業・株式配当など)	○ 確定申告書・収支内訳書(損益計算書)の写し													—	税務署			
	⑭傷病・出産手当金・労災給付金などの給付金	○ 休業給付等の証明書(傷病・出産手当金など)の写し													—	勤務先・加入していた前健康保険組合など			
	⑮その他	○ 支払者などの証明書の写し													—				
⑯両親・祖父母・[高校/短大/専門/大学(院)等の]学生以外の子が別居の場合	○ 「送金確約書」													—	事業所担当者/健康保険組合ホームページ 申請書式No.5				
	○ 銀行振込または現金書留の写し													—	金融機関など				
⑰国内に居住していない人 (海外に一時的に居住している人)	○ 留学する学生の場合は、海外先の入学証明書・学生証・在学証明書の写しなど ・海外赴任する被保険者に同行する場合は、海外赴任 ・辞令・居住証明の写しなど ・その他の場合は、一時的に居住していることがわかるものの写し													—	在学中の学校、勤務先など				

(注1) 戸籍筆頭者記載は単親世帯の方は必要です。
(注2) 出生時に限り、住民票の代わりとして母子手帳の出生証明欄(出生した子の氏名・生年月日、被保険者名記載)の写しの提出が可能です。
(注3) その年の1月1日の住民票がある市区町村で収入額が記載されているものを提出してください。
(注4) 配偶者が扶養家族ではなく、夫婦が共同して扶養している場合における被扶養者の認定は、年間収入の多い方の扶養者とすることが原則とされています。
年間収入が同程度である場合は、被保険者の申請により、主として生計を維持する者の被扶養者とします。
配偶者の今後の年間収入見込額がわかるものについて
例:源泉徴収票の写し、直近3か月分の給与明細書写し、給付金決定通知書の写し、標準報酬額決定通知書の写し、確定申告書の写しなど
※配偶者が育児休業中のため源泉徴収票などの収入額に休業期間が含まれ、年間収入見込額と金額がかけ離れる場合
➡配偶者の休業前、直近3か月分の給与明細書の写し(余白に配偶者が育児休業中であること、休業期間、被保険者本人の署名を追記)
(注5) 所得証明書((非)課税証明書)内に前職の収入額の記載がある、または前年以降に退職又は健康保険を喪失した場合は該当します。
※内容により該当年以前の状況の書類をご提出いただくことがあります。
(注6) 雇用保険を受給(延長)することを前提に認定され、その後雇用保険の受給を終了し再申請する方が対象です。